リ　監視装置は、次のいずれかの状態が発生した場合には、速やかに制御所にその旨を報知するとともに補助信号を搬送する電波の発射を停止することができるものであること。

ハの表の警報信号到達時間の欄に掲げる基準に適合しないとき。

(二)　電磁的干渉により測位衛星から発射される電波に障害を与えるおそれがあるとき。

(三)　監視装置の監視機能が故障したとき。

第百十七条第一項第一号の第二表の備考第二号中「(着陸しようとする航空機から見て手前にある滑走路末端をいう。以下同じ。)」を削る。

第百九十一条の二第一項第五号中「ＳＢＡＳ」を「衛星航法補助施設」に改める。

第二百四十条第一項第十二号中「検査」の下に「(衛星航法補助施設に係るものを除く。)」を加え、同項第十三号の三中「受理」の下に「(衛星航法補助施設に係るものを除く。)」を加え、同項第十五号中「検査」の下に「(衛星航法補助施設に係るものを除く。)」を加え、同項第十六号中「受理」の下に「(衛星航法補助施設に係るものを除く。)」を加え、同項第十七号中「検査」の下に「(衛星航法補助施設に係るものを除く。)」を加える。

附　則

この省令は、平成二十五年五月十日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第十六号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により、次の適格都道府県センターの認定を行ったので、同法第三十二条の七の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月十日　　国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一(一)　適格都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名

ア　名称　公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター

イ　住所　神奈川県横浜市中区海岸通二丁目四番神奈川県警察本部内

ウ　代表者の氏名　廣瀬　誠一

(二)　差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地

ア　差止請求関係業務を行う事務所の名称　公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター

イ　差止請求関係業務を行う事務所の所在地　神奈川県横浜市中区海岸通二丁目四番神奈川県警察本部内

(三)　認定をした日　平成二十五年四月二十五日

二(一)　適格都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名

ア　名称　公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター

イ　住所　福岡県福岡市博多区吉塚本町十三番五十号

ウ　代表者の氏名　大岩　英明

(二)　差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地

ア　差止請求関係業務を行う事務所の名称　公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター

イ　差止請求関係業務を行う事務所の所在地　福岡県福岡市博多区吉塚本町十三番五十号

(三)　認定をした日　平成二十五年四月二十五日

○金融庁告示第三十号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、平成十九年金融庁告示第九十号（本庁監理金融商品取引業者等を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年五月十日

金融庁長官　畑中龍太郎

第一条中第二十五号を削り、第二十四号を第二十五号とし、第十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　ＣＬＳＡ証券準備株式会社

○総務省告示第二百十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二の二第一項の登録をしたので、同法第三十八条の五第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年五月十日

総務大臣　新藤　義孝

一　登録証明機関の名称及び住所

一般財団法人電気安全環境研究所

東京都渋谷区代々木五丁目一四番一二号

二　登録に係る事業の区分

電波法第三十八条の二の二第一項各号に掲げる事業

三　技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地

神奈川県横浜市鶴見区元宮一丁目一二番三〇号

四　技術基準適合証明の業務の開始の日

平成二十五年五月一日

○総務省告示第二百十四号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号注4及び注5の規定に基づき、平成十五年総務省告示第四百六十号（特定無線設備に付する文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月十日

総務大臣　新藤　義孝

第一号の表に次のように加える。

一般財団法人電気安全環境研究所	017

○総務省告示第二百十五号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号）第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百三十八号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月十日

総務大臣　新藤　義孝

第一項の表中「ＫＴＬ」を「TRaC Telecoms & Radio Ltd」に改める。

○総務省告示第二百十六号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号）第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百四十号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則様式第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月十日

総務大臣　新藤　義孝

第三号の表中「ＫＴＬ」を「TRaC Telecoms & Radio Ltd」に改める。